

一般財団法人京都市都市整備公社定款

〔平成24年4月1日
定款第1号〕

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人京都市都市整備公社（以下「公社」という。）と称する。

(事務所)

第2条 公社は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 公社の目的は、次のとおりとする。

京都市内及びその周辺地域における駐車場の設置、管理及び運営を行うとともに、交通安全思想を普及徹底することにより、道路交通の円滑化を図り、もって都市機能の維持及び増進に寄与すること。

(事 業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 駐車場の設置及び運営管理並びに管理の受託
- (2) 駐車場の整備拡充のための広報
- (3) 道路交通の円滑化及び道路交通環境の改善に資するための調査研究並びに関係行政機関への協力
- (4) 交通環境の改善及び地域振興に資するための助成事業
- (5) 交通安全教育及び交通安全運動の推進
- (6) レンタル事業
- (7) 排水機場の管理受託
- (8) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 公社の目的である事業を行うために不可欠な財産を公社の基本財産とし、それ以外の財産を運用財産とする。

2 公社の基本財産は、1,100万円とする。

3 基本財産は、公社の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画)

第7条 公社の事業計画書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 公社の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第9条 公社が資金の借入れをしようとするときは、理事会の決議を得て行わなければならない。ただし、短期借入金については、この限りでない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第10条 前条の規定に該当するもの及び予算で定めるものを除くほか、公社が新たに義務を負担し、又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の決議を得て行わなければならない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 公社に評議員8名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員は、公社又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることはできない。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任し

た後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の日1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面で、その通知を発しなければならない。

(決議)

第19条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

2 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他の法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び議事録作成者が記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第23条 会社に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上7名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事のうちから、副理事長1名、専務理事1名、常務理事2名を置くことができる。

4 第2項の理事長、前項の副理事長、専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、会社を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、会社の業務を分担執行する。

3 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、代表理事の業務執行に係る職務に限り、業務執行理事が代行する。

4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、公社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任免除)

第30条 公社は、理事及び監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(非業務執行理事等の責任限定契約)

第31条 公社は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 公社の業務執行の決定

- ア 予定価格の金額が1件につき1億5,000万円以上の工事の請負又は委託契約の締結
- イ 予定価格の金額が1件につき8,000万円以上の不動産又は動産の取得及び処分
- ウ その他法令で定められた事項

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集するには、理事長は、理事会の日の1週間前までに、理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面で、その通知を発しなければならない。

(決 議)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときを除く。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長、副理事長、専務理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条第1項についても適用する。

(解 散)

第40条 公社は、基本財産の滅失による公社の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第41条 公社が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 公社は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 事務局

(設置等)

第42条 会社の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の職員のうち、事務局の責任者に相当する職については理事会の承認を得て理事長が任免し、その他の職員は理事長が任免する。

3 事務局の運営に関する重要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 会社の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 雑則

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、会社の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 会社の最初の理事長は山崎糸治とする。

附則

この定款は平成27年3月27日から施行する。

附則

この定款は平成29年3月28日から施行する。

附則

この定款は平成31年4月1日から施行する。

附則

この定款は公益目的支出計画実施完了の確認日から施行する。

附則

この定款は令和1年9月27日から施行する。